

令和7年度 東京都中小企業制度融資のご案内

「東京都中小企業制度融資」では、都内中小企業の皆様の資金繰りを様々な優遇メニュー（低金利、信用保証料補助など）で支援しています

経営安定融資

経営一般

売上や利益率の減少、取引先の倒産、災害など経営の安定化に必要な資金を支援するメニューです

- ☆ 物価高騰等によるコストの増加など、経営環境の悪化に幅広く対応
- ☆ 信用保険法に定める中小企業者・組合のうち、国のセーフティネット保証に指定されていない業種の方もご利用が可能

<令和7年度の拡充ポイント>

- ・ 営業利益率が前年同期比20%以上減少した中小企業者等を融資対象に追加
- ・ 融資限度額を引上げ（1億円 ⇒ 2億8千万円）

融資条件等

融資対象	(1)から(8)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 「直近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2) 「直近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3) 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4) 「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 (5) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (6) 倒産等企业に事実上の債権を有していること。 (7) 災害により事業活動に影響を受けていること。 (8) 東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)。 (9) 東京都知事が指定するもの(米国関税措置関連)。
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2.8億円(組合4.8億円)
融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含む。)
融資利率 (年率) ※令和7年10月1日 改定	【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 2.1%以内 3年超 5年以内 2.2%以内 5年超 7年以内 2.4%以内 7年超 2.6%以内 <責任共有制度の対象外となる場合> 【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.9%以内 3年超 5年以内 2.0%以内 5年超 7年以内 2.2%以内 7年超 2.4%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

- 融資条件の詳細は、お近くの金融機関又は下記にお問い合わせください。
- 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。
- 融資利率は市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。

問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎19階北側 TEL03-5320-4877
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi>

東京都 制度融資

検索